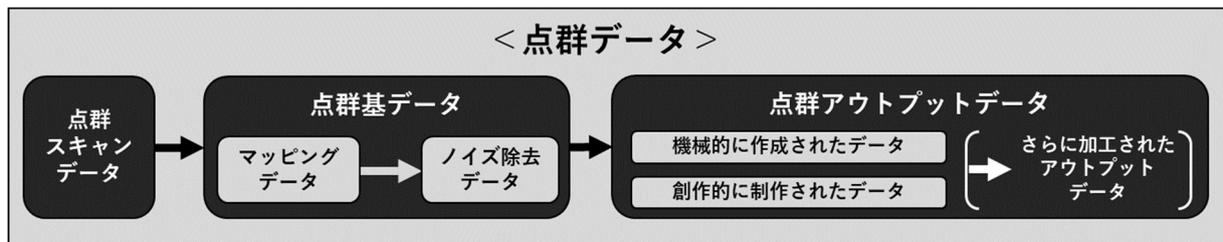


点群データの運用について

令和4年10月27日

産学公連携推進センター長決定

(1) 用語について



- ①「教職員等」とは、本学教職員、当該教員が指導する本学学生又は外注先企業等をいいます。
- ②「制作教職員等」とは、点群データの制作者又は創作者である教職員等をいいます。
- ③「点群データ」とは、「点群スキャンデータ」「点群基データ」及び「点群アウトプットデータ」の総称をいいます。なお、点群データには、関連した「画像データ」及び「音データ」等の著作物等を含みます。
- ④「点群スキャンデータ」とは、3Dスキャナーを利用する等により、本学の業務として得られた景観、建築物、内装及び美術品等の物品のスキャンデータをいいます。なお、本学の業務とは、以下をいいます。
 - (a) 産学連携やプロジェクト等
 - (b) 本学が研究等契約の主体となっているもの
 - (c) 職務上の研究等で教職員等が本学に所属することで相手に信頼を得て、問題が生じた場合に本学に責務が及ぶ案件
 - (d) その他これらに類する案件
- ⑤「点群基データ」とは、点群スキャンデータの統合により作成されたマッピングデータ、それに含まれる人影等のノイズを除去したデータ及びその他必要な消去を行った加工データをいいます。
- ⑥「点群アウトプットデータ」とは、点群基データを利用して意図的かつ創作的に制作された加工データを行い、そのデータを利用してさらに意図的かつ創作的に加工された二次的な加工データを含みます。
- ⑦「画像データ」とは、点群データに加えられた写真、図、イラスト、文章等の可視化された付帯著作物等である画像データをいいます。
- ⑧「音データ」とは、点群データに加えられた音楽、音声等の付帯著作物等である音データをいいます。

⑨「点群データ財産権」とは、「点群スキャンデータ財産権」「点群基データ財産権」及び「点群アウトプットデータ財産権」並びにこれらに含まれる「画像データ財産権」及び「音データ財産権」の無体財産権の総称をいいます。

⑩「点群スキャンデータ財産権」とは、点群スキャンデータに含まれるノウハウ及びデジタル化権、商品化権等からなる無体財産権をいいます。なお、ノウハウには点群スキャンデータの経験的な取得方法などを含みます。

⑪「点群基データ財産権」とは、点群基データに含まれるノウハウ及びデジタル化権、商品化権等からなる無体財産権をいいます。

⑫「点群アウトプットデータ財産権」とは、点群基データ財産権を利用し、意図的かつ創作的に変形・翻案等をして新たに創作した部分のデータ成果物(アウトプットデータ)のノウハウ、著作権、産業財産権及びデジタル化権、商品化権等からなる無体財産権をいいます。なお、意図的かつ創作的な変形・翻案等が認められない場合は成果有体物として取扱います。

※本学成果有体物取扱規則(一部抜粋)

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 成果有体物 研究の結果又はその過程において創作、抽出又は取得(以下「作製」という。)した試薬、化合物、組成物、材料、試料(遺伝子、微生物、細胞、ウイルス、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、抽出物、新材料、土壌、岩石等)、実験動物、試作品、実験装置等で、学術的、技術的又は財産的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

⑬「画像データ財産権」とは、点群スキャンデータ財産権、点群基データ財産権又は点群アウトプットデータ財産権を構成するものとして含まれる画像データの付帯著作権等をいいます。

⑭「音データ財産権」とは、点群スキャンデータ財産権、点群基データ財産権又は点群アウトプットデータ財産権を構成するものとして含まれる音データの付帯著作権等をいいます。

(2) 点群スキャンデータ及び点群基データの取扱いについて

1 点群スキャンデータ財産権及び点群基データ財産権は、特段の定めがない限り本学に帰属します。なお、本学の業務外で得られた点群スキャンデータ財産権及び点群基データ財産権は本学帰属の対象外です。ただし、本学の所有する3Dスキャナーを利用する等で得られた点群スキャンデータ財産権

及び点群基データ財産権は、特段の場合を除き本学帰属の対象となります。

- 2 制作教職員等は、点群スキャンデータ及び点群基データを点群データライブラリに所定の書誌事項を入力し格納してください。本学は本点群データをデータに紐付いた管理番号等を付して管理します。書誌事項については入力画面でご確認ください。

(3) 点群アウトプットデータ及び点群アウトプットデータ財産権の区分について

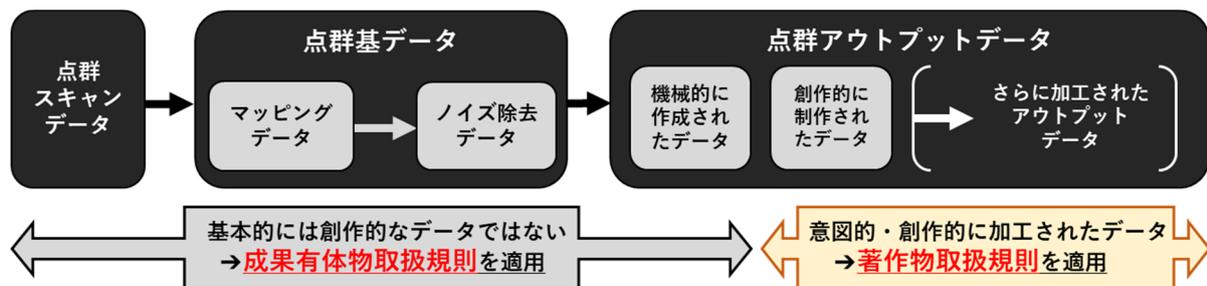
- 1 本学と第三者の間で締結した共同研究等の契約に基づき、本学の業務において制作した点群アウトプットデータ財産権は特段の定めがない限り本学に帰属します。なお、契約相手方である第三者と共有することは妨げません。
- 2 点群アウトプットデータ財産権が本学の業務に該当する場合は、制作教職員等は速やかに当該点群アウトプットデータに関する書誌事項を入力し、当該点群アウトプットデータを点群データライブラリに格納してください。当該点群アウトプットデータに紐付いた管理番号等を付して管理します。
- 3 制作教職員等は、点群アウトプットデータを制作する際に、第三者の知的財産権を利用した場合は、当該点群アウトプットデータを点群データライブラリに格納する際に、当該第三者の知的財産権の譲渡又は利用許諾等の権利処理を行ってください。ただし、当該点群アウトプットデータが教育専用である場合は、その旨を明記し、第三者の知的財産権について表記してください。
- 4 教職員等が本学の所有又は管理する点群データを利用し、自らの研究等において新たな点群アウトプットデータを創作した場合は、当該創作部分の点群アウトプットデータ財産権は制作教職員等に帰属します。ただし、当該創作部分以外の無体財産権と利用関係にある点にご留意ください。(研究成果発表等では適切な表記が必要です。なお第三者への利用許諾等は創作部分以外の著作権等の無体財産権の利用許諾が必要になります。)
- 5 4の点群アウトプットデータを創作した場合は、本学が外部と連携して取得する文化的、学術的価値を有する対象物等の点群データ及びそれらの点群データを利用した新たな創作等価値を埋没させることなく、社会に広く有効活用させるために、特段の事情がある場合を除き、制作教職員等は、成果有体物又は職務関連著作物として点群アウトプットデータ財産権を本学に帰属させ、契約等の管理を本学に一任するようにしてください。

(4) 点群アウトプットデータの改変等

- 1 (3)4の制作教職員等は、本学及び本学が利用許諾した第三者が当該点群アウトプットデータを変形・翻案等し、二次的 point 群データを創作等して制作することに同意したものとします。

2 教職員等が点群データライブラリに格納された点群アウトプットデータを利用し、明確な著作物性が認められる加工された点群アウトプットデータを制作し、点群データライブラリに格納した場合は、(3)と同様の扱いとします。ただし、もとの点群データとの利用関係がありますのでご注意ください。

(5) 点群データ財産権の処理に関する手続及び補償について



1 点群データ財産権について、明確な著作物性が認められる場合(意図的かつ創作的に制作された点群アウトプットデータ等)は、本学著作物取扱規則に基づいて処理します。届出については、当該規則第12条第1項に基づき行ってください。なお、実施利用料等の収入があった場合には、当該規則第18条に基づき補償します。

※本学著作物取扱規則(一部抜粋)

(職務関連著作物の届出)

第12条 職務関連著作物を作成した職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長に、速やかに届け出るとともに、その他学長が定める書類を提出するものとする。

- (1) 職務関連著作物の著作権を本学に譲渡することにより、著作権の管理を本学において行うことを望むとき。
- (2) 研究契約等において、研究契約等著作物の著作権を本学に帰属させる旨が定められている場合に、最終研究成果物である研究契約等著作物を作成したとき。

(実施補償)

第18条 第11条及び第13条の規定により本学が著作権を保有する著作物の実施その他の活用により本学が収入を得た場合において、当該収入の額から著作権の登録及び維持管理に要した費用の額を控除してなお残額があるときは、実施補償を行う。

- 2 実施補償の額は、前項の残額の3分の1に相当する額とする。
- 3 第1項に規定する場合において、実施補償とは別に、同項の残額の3分の1に相当する額を実施補償を受ける者が指定する本学の教育研究分野に研究費として配分する。

- 2 1の補償の支払いにおいて、制作教職員等は本学に常に最新の連絡先(メールアドレス等含む)等を報告してください。なお制作教職員等の死亡等により第三者に点群アウトプットデータ財産権が承継された場合も同様です。本学は1の補償の支払いに関して、当該制作教職員等もしくは承継者に通知します。
- 3 制作教職員等は3のとおり連絡先の変更等を行わず、本学から支払いのための連絡が6か月間できない場合は、本学は制作教職員等に対する補償の支払い義務は消滅したものとみなします。
- 4 点群アウトプットデータ財産権に画像データ財産権又は音データ財産権が含まれ、画像データ又は音データが独立して商用等で利用される場合は、個別の著作権として本学著作物取扱規則に基づき処理します。
- 5 明確な著作物性が認められない場合(点群スキャンデータ、点群基データ、創作的でなく機械的に作成された点群アウトプットデータ等)は、本学成果有体物取扱規則に基づき処理します。届出については、当該規則第5条第1項に基づき行ってください。なお、実施利用料等の収入があった場合には、当該規則第10条に基づき補償します。

※本学成果有体物取扱規則(一部抜粋)

(届出)

第5条 職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長に届け出るものとする。

- (1) 学外機関に成果有体物を提供するとき(加工、分析等依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託を除く。)
- (2) 学外機関から成果有体物を受け入れるとき(市販されている物を購入する場合を除く。)
- (3) 学外機関に成果有体物を有償で提供する用意があるとき。
- (4) 技術的観点からの付加価値が顕在化したとき。
- (5) 作製した成果有体物について、学長から届出を求められたとき。

(収入の配分)

第10条 成果有体物を提供することにより本学が収入を得た場合において、当該成果有体物の提供に際し締結した契約等に要した費用の額を控除してなお残額があるときは、当該残額の80%を作製者が指定する教育研究分野に研究費として配分し、残りの20%を本学に配分する。

2 前項の規定により計算した収入の配分額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 6 (5)1及び5に定める本学への届出については、第三者との契約が必要になった段階で行うようお願いいたします。

(6) 本学の所有又は管理する点群データを利用について

- 1 本学及び制作教職員等は、点群データを教育、研究及び本学の広報及び展示等に利用することができます。制作教職員等以外の教職員等は教育、研究のために利用することができますが、それ以外の利用を希望する場合は本学の許可を得るようにしてください。なお、教職員等は、第三者から点群データライブラリの点群データの利用の申し出があった場合は、速やかに本学へ連絡してください。
- 2 本学の所有又は管理する点群データを利用するには、以下のとおり表記してください。点群アウトプットデータをさらに加工して新たな点群アウトプットデータを作成した場合には、その都度制作教職員等の氏名を加える必要がありますので注意してください。

利用時の表記: ©Kyoto Institute of Technology, (制作教職員等名), All IP Rights Reserved.

※一例: ©Kyoto Institute of Technology (KOSEN Taro, KOSEN Hanako), All IP Rights Reserved.

(7) その他注意事項

- 1 (3)5の制作教職員等で、点群アウトプットデータ財産権の管理を自ら行う場合は、自らの研究においてのみ本学が所有する点群スキャンデータ、点群基データ等の財産権を利用することができます。なお、当該点群アウトプットデータ財産権を利用して第三者との共同研究等行う場合は、当該点群アウトプットデータ財産権に含まれる当該点群スキャンデータ及び当該点群基データ財産権の利用許諾契約が必要ですので、本学に事前に連絡してください。
- 2 本学が所有する点群データ財産権を教職員等が論文に利用する場合は、引用を明記してください。なお、当該点群データ財産権は出版社等に譲渡されませんので留意してください。(制作教職員等が職務関連著作物等として点群アウトプットデータ財産権を本学に帰属させることは、出版社等第三者へ譲渡した場合と比較し、自らの利用が自由になる他、社会的活用等が促進されます。)